

日野市立児童館条例の改正に関する パブリックコメントの実施について

1. 児童館条例改正案の概要

(1) 令和 9 年度より、日野市立まんがんじ児童館を「センター館」と位置づけ、市内児童館の役割や分類等について、再構築を行います。

【令和 8 年度まで】

地域型児童館：7 館（下記以外）

基幹型児童館：3 館（あさひがおか児童館、さかえまち児童館、ひらやま児童館）

【令和 9 年度から】

センター館：1 館（まんがんじ児童館）

基幹型児童館：4 館（あさひがおか児童館、さかえまち児童館、ひらやま児童館、みさわ児童館）

児童館：5 館（上記以外）

(2) たまだいら児童館、みなみだいら児童館及び(1)で規定したセンター館のまんがんじ児童館について、中高生対応館として位置づけ、中高生の対応により力を入れること規定します。

【中高生対応館とそれ以外の児童館の開館日及び開館時間の違い】

ア) 中高生対応館

開館日：火曜日から日曜日

開館時間：午前 9 時 30 分から午後 7 時まで（センター館の土日を除く）

※中高生対応館も、従来通り、0 歳から 18 歳までの子ども及び保護者は利用することが可能です。

イ) 中高生対応館以外

開館日：月曜日から土曜日

開館時間：午前 9 時 30 分から午後 6 時まで

2. パブリックコメントのスケジュールと実施方法

(1) 実施方法

資料の配布・閲覧	①電子媒体 日野市地域共創プラットフォーム及び市ホームページでの閲覧 ②紙媒体 市内児童館、市内図書館、子育て課窓口、豊田駅連絡所、七生支所等にて閲覧可能
意見提出方法	①「日野市地域共創プラットフォーム」による提出 専用フォームから、意見を提出 ②必要事項を記載した意見書にて提出 郵送、ファクス、Eメール、持参のいずれかの方法で提出

(2) スケジュール

日程	項目	備考
8月1日(土)～8月31日(月)	パブコメ意見募集期間	
8月19日(水)	第2回子ども・子育て支援会議	・途中経過報告
9月中旬	パブコメ意見への回答	
12月	日野市議会第4回定例会	・条例改正案の審議